

本学コンピュータシステムのアカウント再発行に関する取り決め

(目的)

第1条 この取り決めは、大学共通コンピュータ施設利用内規に基づき、ユーザーID<ユーザー名およびパスワード>(以下、「アカウント」という)の利用にあたり、本学の学生があらためて初期パスワードを設定し再度発行を受ける再発行について定める。

(対象)

第2条 アカウント再発行は、大学生・大学院生を対象とする。大学生および大学院生の定義は以下の各号のとおりとする。

- (1) 大学生には、高大連携生、単位互換履修生、科目等履修生を含む。
- (2) 大学院生には、芸術学部専攻生、研究生を含む。

(再発行対象事案)

第3条 アカウント再発行は以下の場合とする。

- (1) アカウントを失念した場合。
- (2) アカウント票またはアカウント情報が記載されたメモなどを紛失し、それが拾得されるなどして第三者の目に触れたことが想定され、そのアカウントが有効な場合。
- (3) その他、再発行が必要と判断される場合。

2 前項を学生支援センター学修支援課で確認した場合、アカウントの不正利用防止のため本人の同意なしにそのアカウントを停止することができる。

(手続き)

第4条 アカウントの再発行を希望する者は、学生支援センター学修支援課にて、次の手続きを行うものとする。

- (1) アカウント再発行願を提出する。
- (2) アカウント再発行ガイダンスを受講する。
- (3) アカウント再発行ガイダンス受講票を提出し、アカウント票を受け取る。

2 海外留学等により前項の手続きを行うことが困難な場合は別途対応する。

(アカウント再発行ガイダンス)

第5条 アカウント再発行ガイダンスは、原則ラーニング・コモンズ開館日の10:00、14:00、16:00に実施する。

(費用)

第6条 アカウントの再発行にかかる本学への諸費用は無料とする。

(内規改廃)

第7条 この取り決めは利用状況、運用状況により適宜見直すものとする。

(運用及び事務主管)

第8条 この取り決めの運用および主管部署は学生支援センター学修支援課とする。

附 則

この取り決めは、平成15年4月1日より施行する。
この取り決めは、平成28年4月1日より施行する。
この取り決めは、平成31年4月1日より施行する。
この取り決めは、令和3年4月1日より施行する。